

「フリーランス新法」成立、発注者に業務内容や報酬の契約明示義務など

いわゆるフリーランスを保護する「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス保護新法）が4月下旬に成立しました。発注者に契約内容を書面などで明示することを義務付けるなど、立場の弱いフリーランスの労働環境を守るのが目的ですが、日本の労働法が「雇用」を中心に整備されてきたこともあり、まだ多くの課題が残っています。新法の骨子は、事業を発注する側の「特定業務委託事業者」の規制を強め、受注側が不利にならない内容にした点が特徴。ただ、過度な規制になると、“発注控え”が起きてフリーランス側にハネ返る可能性もあり、どこまで規制の網を掛けるか、具体策を示す省令・指針の内容が今後の焦点となります。

新法では、発注者に対して業務内容や報酬などの契約明示を義務づけたほか、報酬を相場より著しく低く設定したり、契約後に不当に減額したりすることも禁止。報酬の支払い時期を、“製品”を受け取った日から60日以内とすることも義務化しました。

また、フリーランス側が出産、育児、介護と両立したい場合は必要な配慮が必要で、各種ハラスメントに対応する相談窓口なども整備。契約を中途解除する場合は30日前までに予告します。募集広告などでの虚偽表示を禁止するなど、「雇用户」に適用される内容も一部に盛り込みました。

発注側がこれらに違反した場合、フリーランス側は国の相談機関に相談でき、国は違反行為に対して指導や勧告などを行うことができます。命令に従わない場合は50万円以下の罰金を科すことにしています。

フリーランスは組織に縛られない働き方として、古くからメディアやクリエイティブ業など一定の業種で存在しており、兼業・副業でフリーランス業務をこなす人も多かったことから、大きな社会問題にはなりません。しかし、政府が「多様な働き方」の一環として兼業・副業を推進するに従い、職種の拡大とそれに伴うトラブルも増加。このため、17年ごろから経済産業省、公正取引委員会、厚生労働省、内閣府の関連省庁で、保護法制に向けた個別検討を進めてきました。

一方で、フリーランスを保護する法律としては従来、労働契約法、下請法、独占禁止法などがあるものの、労契法は「雇用関係」が前提であり、下請法は資本金1000万円以下の発注企業は規制の対象外、独占禁止法は「労働者保護」の規定がないなど、いずれも“帯に短し”の状態でした。

連合が21年10月に実施したフリーランス調査では、契約内容の明示が「ある」は30%に過ぎず、「ない時もある」が46%、「ない」が25%。4割のフリーランスが発注者とのトラブルを経験しており、その中身は報酬支払いの遅れ、一方的な仕事内容の変更、不当な低報酬などが多数を占め、連合も「契約が曖昧なまま業務を進めている」として法整備の必要性を強く指摘していました。

新法には、衆議院で18、参議院で19という多くの付帯

決議が付きましました。どちらも、適切な相談窓口の周知、労働時間の設定、仲介事業者に対する規制の必要性、偽装フリーランスや準従属労働者（いわゆる常駐フリー）の保護など、省令や指針などで規定することを求めています。同法の施行は「公布から1年6カ月以内」となっており、周知期間を含めて準備が加速する見込みです。

政府の推計では国内のフリーランスは462万人（本業214万人、副業248万人）に上っており、アルバイト並みの規模の労働層を形成していることから、被雇用者に準じた保護制度が高まる流れにあります。発注者側は雇用以外の法制の変化に注意が必要です。

最賃ランク分け、4段階から3段階に 地域間格差是正図る

厚生労働相の諮問機関、中央最低賃金審議会は、最低賃金（最賃）引き上げの目安を示すランク分けを、従来の4区分から3区分に変更することを決めました。今年10月から実施される予定ですが、これによって地域間格差が縮小し、全体の賃金アップの底上げにつながるかどうか注目されます。

ランクの変更は1978年の現行方式となって以来初めてです。従来のランク分けは、地域ごとの賃金水準などを踏まえて、最も高い東京都など6都府県をA、京都府など11府県をB、北海道など14道県をC、沖縄など16県をDに4区分していました。新区分では、Aランクは従来通りですが、BランクとCランクにDランクから福島、島根、愛媛の3県を加えた28道府県をまとめて新Bランクとし、Dランクの残りの13県を新Cランクとしました。

改正の中心は旧Bランクと旧Cランクの再編成です。ランク分けは各都道府県の賃金水準をメイン指標に決めていますが、近年の労働人口の減少などに伴う地方の人材不足により、地域格差が拡大傾向にあることから、区分の見直しを通じて格差拡大に歯止めをかけることを主眼としています。

同審議会がまとめた報告書の中では、ランク区分の見直しの根拠とした「1人当たりの県民所得」など最新19指標の試算も公表。これらを合わせた総合指数を算出した結果、東京=100とすると、神奈川=89.2、大阪=86.6と続き、下位は青森の69.0、沖縄の68.5となり、東京都と沖縄では1.46倍の開きがありました。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(04) 号
令和元年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6階

